

〔青少年保護条例〕をここに公布する。

青少年健全育成条例

(平一七条例五〇・改称)

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 青少年の健全な育成に関する施策(第九条―第十三条)

第三章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備(第十四条―第二十八条)

第四章 青少年の健全な育成を阻害する行為の規制(第二十九条―第三十六条)

第五章 雑則(第三十七条―第四十条)

第六章 罰則(第四十一条―第四十三条)

附則

第一章 総則

(平八条例九・章名追加)

(目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び県等の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めてこれを総合的かつ計画的に推進し、あわせて青少年の健全な育成を阻害し、又は非行を誘発するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(平一七条例五〇・一部改正)

(条例の解釈適用)

第二条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであつて、いやしくも拡張して解釈し、国民の自由と権利を不当に制限することがあつてはならない。

(平一七条例五〇・旧第三条繰上・一部改正)

(基本理念)

第三条 青少年は、心身ともに健やかに成長する権利を有することにかんがみ、家庭、学校、職場、地域社会その他あらゆる生活の場において尊重されなければならない。

(平一七条例五〇・追加)

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念にのっとり、青少年の健全な育成に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

(平一七条例五〇・追加)

(県民の責務)

第五条 県民は、青少年の健全な育成を支援する社会環境の形成に努めるとともに、青少年の健全な育成を阻害する社会環境から青少年を保護するように努めなければならない。

(平一七条例五〇・追加)

(事業者の責務)

第六条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するように努めなければならない。

(平一七条例五〇・追加)

(保護者の責務)

第七条 保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、健康で明るい環境において青少年を保護監督し、及び教育するように努めなければならない。

(平一七条例五〇・追加)

(青少年の責務)

第八条 青少年は、社会の一員であることを自覚し、自主性と責任感を持ち、自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、健全な社会人として成長するように努めなければならない。

(平一七条例五〇・追加)

第二章 青少年の健全な育成に関する施策

(平一七条例五〇・追加)

(施策の基本)

第九条 青少年の健全な育成に関する施策の実施は、青少年、県民、事業者、保護者等による青少年の健全な育成に関する自主的な活動を促進することを基本とし、行政の全ての分野において、積極的かつ効果的に行われなければならない。

(平一七条例五〇・追加、令四条例一五・一部改正)

(施策の大綱)

第十条 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

- 一 青少年の社会的自立の支援
- 二 青少年及びその団体が行う自主的かつ健全な活動の支援
- 三 青少年の健全な育成を目的とする団体への支援
- 四 青少年の健全な育成に携わる指導者の養成
- 五 健康で明るい家庭づくりの推進
- 六 青少年の活動の場としての施設の整備及びその利用の促進
- 七 青少年の健全な育成を阻害する社会環境の浄化その他青少年を取り巻く社会環境の整備
- 八 青少年の非行の防止に関する活動の推進
- 九 青少年の健全な育成に関する情報の提供及び相談
- 十 青少年の健全な育成に関する調査研究

(平一七条例五〇・追加)

(基本計画の策定)

第十一条 知事は、前条各号に掲げる事項に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、宮城県青少年問題協議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平一七条例五〇・追加)

(市町村、民間団体等との協力体制の整備)

第十二条 県は、青少年の健全な育成に関する施策が市町村、青少年の健全な育成を目的とする団体その他の関係者との密接な連携の下に実施されるようこれらの者との協力の強化に必要な体制を整備するものとする。

(平一七条例五〇・追加)

(施策の公表)

第十三条 県は、毎年度、青少年及び青少年を取り巻く社会環境の状況並びに青少年の健全な育成に関して講じた施策の内容を公表するものとする。

(平一七条例五〇・追加)

第三章 青少年の健全な育成のための社会環境の整備

(平一七条例五〇・章名追加)

(定義)

第十四条 この章から第六章までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八歳未満の者をいう。
- 二 興行 映画、演劇、演芸又は見せ物をいう。
- 三 興行者 興行を主催する者又は興行場を経営する者をいう。
- 四 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真、映画フィルム、スライドフィルム又は映像等記録媒体(録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤その他の映像又は音声記録されている物品で機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。以下同じ。)をいう。
- 五 図書類取扱業者 図書類の販売若しくは貸付けを業とする者又は図書類の販売若しくは貸付けの管理を業とする者をいう。
- 六 特定がん具類 性的感情を刺激するがん具その他の物品(図書類を除く。)又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。)その他の器具をいう。
- 七 特定がん具類取扱業者 特定がん具類の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定がん具類の販売若しくは貸付けの管理を業とする者をいう。
- 八 自動販売機等 物品の販売又は貸付けをするための機器であつて、物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面することがない状態(物品の販売又は貸付けに従事する者が電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して客と対面する状態を含む。)で、当該機器に収納された物品の販売又は貸付けをすることができるものをいう。

(昭五二条例二七・全改、昭六〇条例一七・平八条例九・平一二条例四六・平一三条例七一・一部改正、平一七条例五〇・旧第四条繰下・一部改正、平二二条例二二・平二七条例二三・令四条例一五・一部改正)

(興行等に係る自主規制)

第十五条 興行者又は図書類取扱業者は、興行又は図書類の内容が性的感情を刺激し、残忍性を有し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、青少年に当該興行を観覧させ、又は当該

図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させないように自主的に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 2 特定がん具類取扱業者は、特定がん具類が形状、構造又は機能からみて次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年に当該特定がん具類を販売し、頒布し、又は貸し付けないように自主的に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 二 青少年の非行を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- 三 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(昭五二条例二七・追加、昭六〇条例一七・平八条例九・平一三条例七一・一部改正、平一七条例五〇・旧第四条の二繰下・一部改正、平二二条例二二・一部改正)

(インターネットの利用に係る保護者の責務)

第十五条の二 保護者(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。))第二条第二項に規定する保護者をいう。以下この章において同じ。))は、インターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害を認識し、その保護する青少年に対し、インターネットを適切に活用するために必要な教育を行うとともに、当該青少年のインターネットの利用に当たっては、その利用状況を適切に把握し、当該青少年とともに遵守すべき事項を定める等インターネットの適切な利用の確保に努めなければならない。

(平二七条例二三・追加)

(インターネット上の情報に係る自主規制等)

第十六条 何人も、青少年有害情報(青少年インターネット環境整備法第二条第三項に規定する青少年有害情報という。以下同じ。))を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。))を一般の利用に供する者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア(青少年インターネット環境整備法第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。))の活用その他の方法により、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように自主的に必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第三十七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。))は、青少年有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。))に関する情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(平一七条例五〇・追加、平二七条例二三・一部改正)

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務等)

第十六条の二 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。))及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務(同条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。))の提供に関する契約(以下「役務提供契約」という。))の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。))を業として行う者(以下「媒介等事業者」という。)) (以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。))は、青少年を相手方とする役務提供契約(既に締結されている役務提供契約(以下「既契約」という。))の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方若しくは当該既契約に係る携帯電話端末等(同項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。))の変更を伴うもの又は当該青少年の保護者による青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の申出を伴うものに限る。以下同じ。))の締結又はその媒介等をするに当たっては当該青少年に対し、青少年の保護者を相手方とし当該青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約の締結又はその媒介等をするに当たっては当該保護者に対し、青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他規則で定める事項について説明するとともに、その内容及び青少年インターネット環境整備法第十四条各号に掲げる事項の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を交付しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける方法以外の方法によりインターネットに接続する機能を有するものであるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年を相手方とする役務提供契約の締結又はその媒介等をするに当たっては当該青少年に対し、青少年の保護者を相手方とし当該青少年を当該携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約の締結又はその媒介等をするに当たっては当該保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける方法以外の方法によりインターネットに接続することにより青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他規則で定める事項について説明するとともに、その内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(平二七条例二三・追加、平三〇条例二二・一部改正)

(フィルタリングサービスを利用しない旨等の申出書面の提出等)

第十六条の三 保護者は、その保護する青少年が役務提供契約の当事者となる場合又はその保護する青少年を携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第十五条ただし書の申出をするときは、青少年の業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由として規則で定めるものその他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の書面又は電磁的記録の提出を受け青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を伴わない役務提供契約を締結した場合においては、当該役務提供契約を締結した日から当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された事項のうち同項に規定する記載事項が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録を保存しなければならない。
- 3 保護者は、その保護する青少年が特定携帯電話端末等(青少年インターネット環境整備法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。)に係る役務提供契約の当事者となる場合又はその保護する青少年を特定携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結する場合において、同条ただし書の申出をするときは、青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を講ずることを希望しない正当な理由その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。
- 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面又は電磁的記録の提出を受け青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることなく特定携帯電話端末等に係る役務提供契約を締結した場合においては、当該役務提供契約を締結した日から当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る特定携帯電話端末等を使用する青少年が十八歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された事項のうち同項に規定する記載事項が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

(平二七条例二三・追加、平三〇条例二二・一部改正)

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対する勧告等)

第十六条の四 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者又は媒介等事業者が次の各号に掲げる規定(媒介等事業者にあつては、前条第二項の規定を除く。)に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者又は媒介等事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 青少年インターネット環境整備法第十三条第一項若しくは第二項又は第十四条の規定

二 第十六条の二又は前条第二項若しくは第四項の規定

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

(平二七条例二三・追加、平三〇条例二二・一部改正)

(有害興行の指定等)

第十七条 知事は、興行の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行を有害な興行として指定することができる。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第三号に規定する営業に係る興行場において行われる興行については、この限りでない。

- 2 前項の規定による指定は、当該興行の興行者に対する通知により行う。
- 3 知事は、前項の規定による通知をしたときは、告示しなければならない。
- 4 興行者は、第一項の規定により指定された興行(以下「有害興行」という。)を青少年に観覧させてはならない。
- 5 興行者は、有害興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に有害興行の指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなければならない。
- 6 知事は、有害興行が第一項に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。
- 7 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。
- 8 何人も、青少年に有害興行を観覧させないように努めなければならない。

(昭五二条例二七・全改、昭六〇条例一七・平一一条例一八・平一三条例七一・一部改正、平一七条例五〇・旧第五条繰下・一部改正)

(有害図書類の指定等)

第十八条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該図書類を有害な図書類として指定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。

- 一 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)がその総ページの五分の一以上を占めるもの
 - 二 映像等記録媒体(音声のみが記録されているものを除く。)であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為の場面で規則で定めるものの描写の時間が連続して三分を超えるもの(映像は連続しないが、音声が続く等実質的に描写が連続する場合において、当該描写の時間(当該描写に係る映像及び音声のいずれもない時間を除く。)が三分を超えるものを含む。)
 - 三 映像等記録媒体の製作又は販売を行う者で構成する団体が知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたもの
- 3 図書類取扱業者は、第一項の規定により指定された図書類及び前項各号の規定に該当する図書類(以下「有害図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはならない。
 - 4 図書類取扱業者は、有害図書類を陳列しようとするときは、規則で定めるところにより、有害図書類の陳列場所を他の図書類の陳列場所と区分し、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に有害図書類である旨の表示をしなければならない。
 - 5 知事は、図書類取扱業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該図書類取扱業者に対し、期間を定めて、有害図書類の陳列場所を他の図書類の陳列場所と区分し、又は有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に有害図書類である旨の表示をすべきことを命ずることができる。
 - 6 知事は、有害図書類が第一項に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。
 - 7 第一項の規定による指定及び前項の規定の取消しは、告示により行う。
 - 8 何人も、青少年に有害図書類を販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させないように努めなければならない。

(昭五二条例二七・全改、昭六〇条例一七・昭六三条例二四・平八条例九・平一三条例七一・一部改正、平一七条例五〇・旧第六条繰下・一部改正)

(有害特定がん具類の指定等)

第十九条 知事は、特定がん具類が形状、構造又は機能からみて次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定がん具類を青少年に有害な特定がん具類として指定することができる。

- 一 著しく人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
 - 二 著しく青少年の非行を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - 三 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、特定がん具類で次の各号のいずれかに該当するものは、青少年に有害な特定がん具類とする。
 - 一 下着の形状をしたがん具
 - 二 使用済みの下着である旨が表示され、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている物品
 - 三 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- 3 特定がん具類取扱業者は、第一項の規定により指定された特定がん具類及び前項各号のいずれかに該当する特定がん具類(以下「有害特定がん具類」という。)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。
 - 4 知事は、有害特定がん具類が第一項に該当しなくなつたと認めるときは、当該指定を取り消さなければならない。
 - 5 第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の取消しは、告示により行う。
 - 6 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、青少年に有害特定がん具類を所持させないように努めなければならない。

(昭六〇条例一七・追加、平八条例九・一部改正、平一七条例五〇・旧第六条の二繰下、平二二条例二二・一部改正)

(広告物の掲示の制限)

第二十条 何人も、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残忍性を有し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害すると認められる看板、ポスターその他の広告物を掲示してはならない。

- 2 知事は、屋外又は屋内に掲示された広告物の内容が前項に該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に対し、期間を定めて、当該広告物の内容の変更又は撤去を命ずることができる。

(昭五二条例二七・平一三条例七一・一部改正、平一七条例五〇・旧第七条繰下・一部改正)

(第十七条から前条までの適用)

第二十一条 第十七条から前条までの規定は、善良の風俗に反するものについてのみ適用するものとする。

(昭六〇条例一七・一部改正、平一七条例五〇・旧第八条繰下・一部改正)

(図書類自動販売機等の設置等の届出)

第二十二条 図書類の販売又は貸付けのための自動販売機等(以下「図書類自動販売機等」という。)を用いて業を行う図書類取扱業者(以下「図書類自動販売機等による図書類取扱業者」という。)は、図書類自動販売機等を設

置しようとするときは、その日の十五日前までに、当該図書類自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 二 第二十四条第一項に規定する図書類自動販売機等管理者の住所及び氏名
- 三 図書類自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- 四 図書類自動販売機等の設置予定年月日
- 五 販売又は貸付けの開始予定年月日

- 2 前項の規定による届出をした者は、届出をした事項に変更があつたとき、又はその届出に係る図書類自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(昭六三条例二四・追加、平八条例九・一部改正、平一七条例五〇・旧第八条の二繰下・一部改正、平二二条例二二・一部改正)

(図書類自動販売機等の届出済証のはり付け)

第二十三条 前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る図書類自動販売機等の表面の見やすい箇所に、知事が交付する届出済証をはり付けなければならない。

- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難となつたときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。

(昭六三条例二四・追加、平八条例九・一部改正、平一七条例五〇・旧第八条の三繰下)

(図書類自動販売機等管理者の設置)

第二十四条 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、その設置する図書類自動販売機等ごとに、次条第二項の規定による有害図書類の撤去その他当該図書類自動販売機等を適正に管理するための措置を自ら直ちにとることができない場合において、自己に代わつてその措置をとることができる者を図書類自動販売機等管理者として置かなければならない。

- 2 前項の図書類自動販売機等管理者は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- 一 満十八歳以上であること。
- 二 その管理する図書類自動販売機等が設置されている市町村の区域内に居住していること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める要件

(昭六三条例二四・追加、平八条例九・一部改正、平一七条例五〇・旧第八条の四繰下・一部改正、令四条例一五・一部改正)

(図書類自動販売機等による販売等の制限)

第二十五条 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、有害図書類を図書類自動販売機等に収納してはならない。

- 2 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、図書類自動販売機等に収納した図書類が第十八条第一項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書類を図書類自動販売機等から撤去しなければならない。
- 3 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね二百メートル以内の区域においては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を図書類自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)
- 二 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館
- 三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設
- 四 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)
- 五 都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第二条第一項第一号に規定する都市公園(児童の遊戯に適する施設として少なくとも、広場のほか、ぶらんこ、すべり台又は砂場のいずれかが設けられているものに限る。)
- 六 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条第一項に規定する公民館
- 七 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第三十一条第一項の規定により文部科学大臣又は教育委員会が博物館に相当する施設として指定したもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

- 4 図書類自動販売機等による図書類取扱業者は、当該図書類自動販売機等の表面の見やすい箇所に氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)その他規則で定める事項を明確に表示するように努めなければならない。

(昭五二条例二七・追加、昭六〇条例一七・一部改正、昭六三条例二四・旧第八条の二繰下・一部改正、平五条例二九・平八条例九・平一一条例一八・平一二条例一二九・平一三条例一六・一部改正、平一七条例五〇・旧第八条の五繰下・一部改正、平一八条例六五・令五条例一六・一部改正)

(図書類自動販売機等による営業の停止)

第二十六条 知事は、図書類自動販売機等による図書類取扱業者又はその代理人、使用人その他の従業員が、当該図書類自動販売機等による販売又は貸付けをする営業に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該図書類自動販売機等による図書類取扱業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該図書類自動販売機等による営業の停止を命ずることができる。

- 一 第二十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第二十三條の規定に違反して、知事の交付する届出済証をはり付けなかつたとき。
- 三 前条第一項の規定に違反して、有害図書類を図書類自動販売機等に収納したとき。
- 四 前条第二項の規定に違反して、有害図書類を直ちに撤去しなかつたとき。

(平二二条例二二・全改)

(準用)

第二十七条 第二十二條から前条までの規定は、特定がん具類の販売又は貸付けのための自動販売機等(以下「特定がん具類自動販売機等」という。)を用いて業を行う特定がん具類取扱業者について準用する。この場合において、これらの規定中「図書類」とあるのは「特定がん具類」と、「図書類自動販売機等」とあるのは「特定がん具類自動販売機等」と、「図書類自動販売機等管理者」とあるのは「特定がん具類自動販売機等管理者」と、「図書類取扱業者」とあるのは「特定がん具類取扱業者」と、「有害図書類」とあるのは「有害特定がん具類」と、第二十五條第二項中「第十八條第一項」とあるのは「第十九條第一項」と読み替えるものとする。

(平二二条例二二・追加)

(適用除外)

第二十八条 第二十二條及び第二十四條から第二十六條まで(前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業に係る営業所(同項第五号の営業に係るものを除く。)、同条第六項に規定する店舗型風俗特殊営業に係る営業所又は同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所(以下「青少年立入禁止場所」という。)に図書類自動販売機等又は特定がん具類自動販売機等を設置する場合については、適用しない。

(平八条例九・追加、平一一条例一八・平一三条例七一・一部改正、平一七条例五〇・旧第八条の七繰下・一部改正、平二二条例二二・旧第二十七条繰下・一部改正、平二八条例二一・一部改正)

第四章 青少年の健全な育成を阻害する行為の規制

(平八条例九・章名追加、平一七条例五〇・改称)

(金銭貸付け等の禁止)

第二十九条 質屋(質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)第一条第二項に規定する質屋をいう。以下同じ。)は、青少年から物品(有価証券を含む。以下同じ。)を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

- 2 古物商(古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)第二条第三項に規定する古物商をいう。以下同じ。)は、その営業に関し、青少年から物品を買い受け、若しくは物品の売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換をしてはならない。
- 3 貸金業者(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下同じ。)は、青少年に対し、金銭を貸し付け、又は金銭の借入れの媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の受入れの媒介を含む。)をしてはならない。
- 4 前三項の規定は、当該青少年が保護者(親権を行う者、未成年後見人、児童福祉施設の長、寄宿舎の舎監その他の者で、青少年を現に監督保護するものをいう。以下同じ。)の委託を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があるときは、適用しない。

(昭六〇条例一七・平七条例四二・一部改正、平八条例九・旧第九条繰下、平一七条例五〇・旧第十七条繰下・一部改正、平一九条例七一・一部改正、平二二条例二二・旧第二十八条繰下、平二七条例二三・一部改正)

(興行場等への深夜入場の禁止)

第三十条 興行場又は次に掲げる営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条に規定する風俗営業等に該当する営業以外のものに係る営業所(以下「遊技場」という。)を営む者は、保護者が同伴する場合を除き、午後十一時から翌日の午前四時までの間、その営業に係る興行場又は遊技場に青少年を入場させてはならない。

- 一 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱させる営業
 - 二 硬貨又はメダルを投入することによつて作動する遊技機を設置して、客に遊技をさせる営業
 - 三 設備を設けて、客にボーリング、玉突き又はダーツを行わせる営業
 - 四 端末設備を設置して、客にその利用をさせる営業
 - 五 設備を設けて、客に図書類を貸与し、閲覧させ、又は観覧させる営業
- 2 興行場又は遊技場を営む者は、前項に規定する時間中にこれらの営業を営む場合には、入場しようとする者の見やすい箇所に、同項に規定する時間中における青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなければならない。
 - 3 知事は、興行場又は遊技場を営む者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該者に対し、期間を定めて、入場しようとする者の見やすい箇所に、第一項に規定する時間中における青少年の入場を禁ずる旨の表示をすべきことを命ずることができる。

(平一七条例五〇・追加、平二二条例二二・旧第二十九条繰下)

(みだらな性行為又はわいせつな行為の禁止)

第三十一条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(昭五二条例二七・追加、平八条例九・旧第九条の二繰下、平一七条例五〇・旧第十八条繰下、平二二条例二二・旧第三十条繰下)

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第三十一条の二 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を行うように求める行為

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

(平三一条例一四・追加)

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第三十二条 何人も、医療行為その他正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為の周旋をしてはならない。

(昭六〇条例一七・追加、平八条例九・旧第九条の三繰下、平一七条例五〇・旧第十九条繰下、平二二条例二二・旧第三十一条繰下)

(場所の提供等の禁止)

第三十三条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知つて、場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

一 みだらな性行為又はわいせつな行為

二 **賭博**

三 大麻、麻薬又は覚醒剤の使用

四 トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料の不健全な使用

五 喫煙又は飲酒

六 入れ墨を施す行為

(昭五二条例二七・全改、昭六〇条例一七・一部改正、平八条例九・旧第十条繰下、平一七条例五〇・旧第二十條繰下・一部改正、平二二条例二二・旧第三十二条繰下、令四条例一五・一部改正)

(青少年立入禁止場所等への同伴の禁止)

第三十四条 何人も、青少年立入禁止場所に青少年を同伴してはならない。

2 何人も、青少年を午後十時から翌日の午前六時(十六歳未満の青少年にあつては、午後六時から翌日の午前六時)までの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第五号に規定する営業に係る営業所に同伴してはならない。ただし、午後六時から午後八時前までの間に限り、十六歳未満の青少年の保護者が当該青少年を当該営業所に同伴する場合は、この限りでない。

(昭五九条例三一・全改、昭六〇条例一七・一部改正、平八条例九・旧第十二条繰下・一部改正、平一一条例一八・平一三条例七一・一部改正、平一七条例五〇・旧第二十一条繰下、平二二条例二二・旧第三十三條繰下、平二八条例二一・一部改正)

(喫煙及び飲酒の禁止)

第三十五条 何人も、青少年に対し、喫煙若しくは飲酒の行為をすすめてはならない。

(昭六〇条例一七・一部改正、平八条例九・旧第十三条繰下、平一七条例五〇・旧第二十二條繰下、平二二条例二二・旧第三十四條繰下)

(深夜外出の制限)

第三十六条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、午後十一時から午前四時までの間青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受けないで、又は同意を得ないで前項に規定する時間中に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

(昭六〇条例一七・一部改正、平八条例九・旧第十四条繰下、平一七条例五〇・旧第二十三條繰下、平二二条例二二・旧第三十五条繰下)

第五章 雑則

(平八条例九・章名追加)

(審議会への諮問)

第三十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、宮城県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、第一号、第二号又は第四号に掲げる場合で緊急を要すると認めるとき

は、この限りでない。

- 一 第十七条第一項、第十八条第一項又は第十九条第一項の規定による指定をしようとするとき。
- 二 第十七条第六項、第十八条第六項又は第十九条第四項の規定による指定の取消しをしようとするとき。
- 三 第十八条第二項若しくは第四項又は第二十五条第三項第八号(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により規則を定めようとするとき。
- 四 第二十条第二項の規定による命令をしようとするとき。

- 2 知事は、前項ただし書の規定による措置については、次の会議においてこれを審議会に報告するものとする。
(昭五二条例二七・昭六〇条例一七・昭六〇条例三〇・一部改正、平八条例九・旧第十五条繰下・一部改正、平一二条例四七・平一三条例七一・一部改正、平一七条例五〇・旧第二十四条繰下・一部改正、平二二条例二二・旧第三十六条繰下・一部改正)

(指定等の要請)

第三十八条 何人も、第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による指定又は第二十条第二項の規定による命令をすることが適当であると認めるときは、知事に対してその旨を要請することができる。

(昭五二条例二七・昭六〇条例一七・一部改正、平八条例九・旧第十六条繰下・一部改正、平一三条例七一・一部改正、平一七条例五〇・旧第二十五条繰下・一部改正、平二二条例二二・旧第三十七条繰下)

(立入調査等)

第三十九条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、その指定する職員に、営業時間内において、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 一 興行場、広告物の掲示場所、図書類自動販売機等若しくは特定がん具類自動販売機等の設置場所、遊技場又は風俗営業等を行う場所
- 二 次に掲げる者の事務所又は営業所
 - イ 興行者
 - ロ 図書類取扱業者
 - ハ 特定がん具類取扱業者
 - ニ 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等
 - ホ 広告物の広告主又は管理者
 - ヘ 質屋、古物商又は貸金業者
 - ト 遊技場を営む者

- 2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯して関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入調査等は、必要最小限度において行うものとし、関係者の正常な業務を妨げてはならない。

(昭四二条例九・昭五二条例二七・昭六〇条例一七・昭六三条例二四・一部改正、平八条例九・旧第十八条繰下・一部改正、平一三条例七一・一部改正、平一七条例五〇・旧第二十六条繰下・一部改正、平二二条例二二・旧第三十八条繰下・一部改正、平二七条例二三・一部改正)

(規則への委任)

第四十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平八条例九・追加、平一七条例五〇・旧第二十七条繰下、平二二条例二二・旧第三十九条繰下)

第六章 罰則

(平八条例九・章名追加)

(罰則)

第四十一条 第三十一条第一項の規定に違反して、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による知事の命令に違反した者
- 二 第三十二条の規定に違反して、青少年に対し入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為の周旋をした者

- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第三十一条第二項の規定に違反して、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せた者
- 二 第三十三条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又はその周旋をした者

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第十七条第四項の規定に違反して、有害興行を青少年に観覧させた者
- 二 第十八条第三項の規定に違反して、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させた者
- 三 第十九条第三項の規定に違反して、有害特定がん具類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けた者
- 四 第二十条第二項の規定による知事の命令に違反した者

- 五 第二十五条第一項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、有害図書類又は有害特定がん具類を図書類自動販売機等又は特定がん具類自動販売機等に収納した者
- 六 第二十五条第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、有害図書類又は有害特定がん具類を直ちに撤去しなかつた者
- 七 第三十条第一項の規定に違反して、同項に規定する時間中に興行場又は遊技場に青少年を入場させた者
- 八 第三十一条の二の規定に違反して、青少年に対し児童ポルノ等の提供を行うように求めた者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。
- 一 第十七条第五項の規定に違反して、有害興行の指定のあつた旨又は青少年の入場を禁ずる旨の表示をしなかつた者
- 二 第十八条第五項の規定による命令に従わなかつた者
- 三 第二十二条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第二十三条(第二十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、知事の交付する届出済証をはり付けなかつた者
- 五 第二十九条第一項の規定に違反して、青少年から物品を質に取つて金銭を貸し付けた者
- 六 第二十九条第二項の規定に違反して、青少年から物品を買い受け、若しくは売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換をした者
- 七 第二十九条第三項の規定に違反して、青少年に対して、金銭を貸し付け、又は金銭の借入れの媒介をした者
- 八 第三十条第三項の規定による命令に従わなかつた者
- 九 第三十六条第二項の規定に違反して、青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめた者
- 十 第三十九条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 6 第三十一条又は第三十二条に掲げる行為をした者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項から第三項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。
- (昭五二条例二七・全改、昭六〇条例一七・昭六三条例二四・平四条例八・一部改正、平八条例九・旧第十九条繰下・一部改正、平一二条例四六・平一三条例七一・一部改正、平一七条例五〇・旧第二十八条繰下・一部改正、平二二条例二二・旧第四十条繰下・一部改正、平三一条例一四・令六条例七〇・一部改正)
- (両罰規定)
- 第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が当該法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても同条の罰金又は科料の刑を科する。
- (昭六〇条例一七・一部改正、平八条例九・旧第二十条繰下、平一七条例五〇・旧第二十九条繰下、平二二条例二二・旧第四十一条繰下)
- (免責規定)
- 第四十三条 この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。
- (平八条例九・旧第二十一条繰下、平一七条例五〇・旧第三十条繰下・一部改正、平二二条例二二・旧第四十二条繰下)
- 附 則
- この条例は、昭和三十五年七月一日から施行する。
- 附 則(昭和三七年条例第四〇号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和三九年条例第五五号)抄
- (施行期日)
- 1 この条例は、昭和三十九年八月一日から施行する。
- 附 則(昭和四二年条例第九号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和四七年条例第三三号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和五二年条例第二七号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、昭和五十二年十一月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例施行の際、この条例による改正前の青少年保護条例(以下「旧条例」という。)第五条第一項の規定により指定されている興行はこの条例による改正後の青少年保護条例(以下「新条例」という。)第五条第四項に規

定する有害興行と、旧条例第六条第一項の規定により指定されている図書は新条例第六条第三項に規定する有害図書類とみなす。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和五九年条例第三一号)

この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第一七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に有害図書類であるもの及びこの条例の規定による改正後の青少年保護条例第六条第二項の規定により新たに有害図書類となる図書類を自動販売機に収納している者は、直ちにこれらの有害図書類を当該自動販売機から撤去しなければならない。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和六〇年条例第三〇号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附 則(昭和六三年条例第二四号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和六十三年十一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の青少年保護条例(以下「新条例」という。)第八条の二第一項の規定は、この条例の施行の際現に同項に規定する自動販売機等を設置している図書類取扱業者についても適用する。この場合において、同項中「設置しようとするとき」とあるのは「設置しているとき」と、「あらかじめ」とあるのは「昭和六十三年十一月三十日までに」と、同項第四号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、同項第五号中「開始予定年月日」とあるのは「開始(予定)年月日」とする。

- 3 新条例第八条の五第二項の規定は、この条例の施行の際現に新条例第六条第二項の規定により新たに有害図書類となる図書類を自動販売機等に収納している図書類取扱業者についても適用する。この場合において、新条例第八条の五第二項中「第六条第一項の規定による指定を受けたとき」とあるのは、「第六条第二項第二号の規定に該当することとなつたとき」とする。

- 4 前二項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置され、又は青少年への販売若しくは貸付けを防止する措置が講じられている自動販売機等については、適用しない。

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成四年条例第八号)

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則(平成五年条例第二九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年条例第四二号)

この条例は、平成七年十月十八日から施行する。

附 則(平成八年条例第九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成八年七月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の青少年保護条例(以下「旧条例」という。)第六条第一項の規定により指定されている有害な図書類は、改正後の青少年保護条例(以下「新条例」という。)第六条第一項の規定により指定された有害な図書類とみなす。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第六条第二項第二号の規定により録画テープ又は録画盤の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し青少年の視聴を不適当としている図書類は、新条例第六条第二項第三号の規定により映像等記録媒体の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し青少年の視聴を不適当とした図書類とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第六条第二項第二号の規定により録画テープ又は録画盤の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事の指定を受けているものは、新条例第六条第二項第三号の規定により知事の指定を受けたものとみなす。

- 5 この条例の施行の際現に旧条例第六条の二第一項の規定により指定されている青少年に有害ながん具刃物類は、新条例第六条の二第一項の規定により指定された青少年に有害な特定がん具等とみなす。

- 6 新条例第六条の二第二項の規定により新たに青少年に有害な特定がん具等となつた特定がん具等を特定がん具等自動販売機等(新条例第八条の六に規定する特定がん具等自動販売機等をいう。以下同じ。)に収納している者

は、直ちにこれらの青少年に有害な特定がん具等を当該特定がん具等自動販売機等から撤去しなければならない。

- 7 新条例第八条の六において準用する第八条の二第一項の規定は、この条例の施行の際現に特定がん具等自動販売機等を設置している者について適用する。この場合において、同項中「設置しようとするとき」とあるのは「設置しているとき」と、「あらかじめ」とあるのは「平成八年七月三十一日までに」と、同項第四号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、同項第五号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。
- 8 新条例第八条の二第一項の規定は、この条例の施行の際現に青少年入場禁止場所(新条例第八条の七に規定する青少年入場禁止場所をいう。以下同じ。)以外の場所に設置されている図書類自動販売機等(新条例第八条の二第一項に規定する図書類自動販売機等をいう。以下同じ。)で新条例第四条第一号に規定する青少年への販売又は貸付けを防止する措置が講じられている図書類自動販売機等を設置している新条例第四条第五号に規定する図書類取扱業者(以下「販売等防止措置を講じている図書類取扱業者」という。)について適用する。この場合において、同項中「設置しようとするとき」とあるのは「設置しているとき」と、「あらかじめ」とあるのは「平成八年七月三十一日までに」と、同項第四号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、同項第五号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。
- 9 この条例の施行の際現に新条例第六条第三項に規定する有害図書類を図書類自動販売機等に収納している販売等防止措置を講じている図書類取扱業者は、直ちに当該有害図書類を当該図書類自動販売機等から撤去しなければならない。
- 10 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業(新条例第四条第八号に規定するテレホンクラブ等営業をいう。以下同じ。)を営んでいる者については、新条例第九条第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の三十日前までに」とあるのは、「平成八年七月三十一日までに」とする。
- 11 前項の規定により届出を行つた者でこの条例の施行の際現に営業禁止区域(新条例第十条第一項に規定する営業禁止区域をいう。以下同じ。)においてテレホンクラブ等営業を営んでいるものの当該テレホンクラブ等営業について新条例第十条第二項の規定を適用する場合においては、同項中「現に前条第一項の規定による届出をして」とあるのは「現に」と、「当該営業禁止区域となつた日から二年を経過する日までの間」とあるのは「平成十年六月三十日まで」とする。
- 12 この条例の施行の際現に利用カード等自動販売機(新条例第十二条に規定する利用カード等自動販売機をいう。以下同じ。)を設置している者(以下「利用カード等自動販売機設置者」という。)については、新条例第十三条第一項に規定する自動販売機により利用カード等を販売しようとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、この条例の施行の際現に青少年入場禁止場所に設置されている利用カード等自動販売機に係る届出にあつては新条例第十三条第一項中「販売を開始する日の二十日前までに」とあるのは「平成八年七月三十一日までに」と、「当該利用カード等自動販売機ごとに」とあるのは「この条例の施行の際現に設置されている利用カード等自動販売機ごとに」とし、この条例の施行の際現に青少年入場禁止場所以外の場所に設置されている利用カード等自動販売機に係る届出にあつては同項中「青少年入場禁止場所において利用カード等自動販売機により」とあるのは「利用カード等自動販売機により」と、「販売を開始する日の二十日前までに」とあるのは「平成八年七月三十一日までに」と、「当該利用カード等自動販売機ごとに」とあるのは「この条例の施行の際現に設置されている利用カード等自動販売機ごとに」とする。
- 13 前項の規定により届出を行つた青少年入場禁止場所以外の場所における利用カード等自動販売機の設置については、当該利用カード等自動販売機が営業禁止区域内に設置されている場合はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成八年九月三十日までの間、当該利用カード等自動販売機が営業禁止区域外の屋外に設置されている場合は施行日から平成八年十二月三十一日までの間、当該利用カード等自動販売機が営業禁止区域外の屋内に設置されている場合は施行日から平成十三年六月三十日までの間は、新条例第十二条の規定は、適用しない。
- 14 この条例の施行の際現に掲示されているテレホンクラブ等営業所の名称等(新条例第十四条第一項に規定するテレホンクラブ等営業所の名称等をいう。以下同じ。)に係る広告物(次項に規定する広告物を除く。)については、施行日から平成八年九月三十日までの間は、新条例第十四条第一項及び第三項の規定は、適用しない。
- 15 この条例の施行の際現に道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第一項第八号に規定する車両に掲示されているテレホンクラブ等営業所の名称等に係る広告物については、施行日から平成八年十二月三十一日までの間は、新条例第十四条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

附 則(平成十一年条例第一八号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定及び第八条の七の改正規定(「同条第四項」を「同条第六項」に改める部分及び「風俗関連営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に改める部分に限る。)は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成十二年条例第四六号)

この条例は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則(平成十二年条例第四七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一二九号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一三年条例第一六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年条例第七一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成一四年規則第三号で平成一四年四月一日から施行)

(罰則の適用に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成一七年条例第五〇号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第六条、第八条の四及び第十七条の改正規定、同条を第二十八条とし、同条の次に一条を加える改正規定、第二十六条の改正規定、第二十八条第四項の改正規定(同項に一号を加える部分に限る。)並びに同条第五項の改正規定(同項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える部分に限る。)は、同年七月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第六五号)

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第七一号)

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一九年一二月一九日)

附 則(平成二二年条例第二二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の青少年健全育成条例第二十二条第一項(同条例第二十七条において準用する場合を含む。)の規定は、同条例第二十二条第一項に規定する図書類自動販売機等(以下「図書類自動販売機等」という。)又は同条例第二十七条に規定する特定がん具類自動販売機等(以下「特定がん具類自動販売機等」という。)を平成二十二年四月十六日以後に設置しようとするときについて適用し、同日前に図書類自動販売機等又は特定がん具類自動販売機等を設置しようとするときは、なお従前の例による。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

- 3 住民基本台帳法施行条例(平成十四年宮城県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例の一部改正)

- 4 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例(平成十八年宮城県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成二七年条例第二三号)

この条例は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第二一号)

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

附 則(平成三〇年条例第二二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の青少年健全育成条例第十六条の四の規定は、この条例の施行の日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則(平成三一年条例第一四号)

この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。

附 則(令和四年条例第一五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第九条並びに第三十三条第二号及び第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に婚姻をした十八歳未満の者に対する改正後の第三章から第六章までの規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和五年条例第一六号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則(令和六年条例第七〇号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下この項において「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。